

## 総合地球環境学研究所プログラムプロジェクト規則

平成 28 年 03 月 10 日 制 定

規則第 60 号

令和元年 12 月 10 日最終改正

### (趣旨)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の運営会議が定めた「総合地球環境学研究所における研究活動の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく研究所におけるプログラムプロジェクト等の運営については、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 プログラムは実践プログラムとコアプログラムからなり、それぞれのプログラムは複数の実践プロジェクト又はコアプロジェクト（以下、併せて「研究プロジェクト」という。）で構成される。実践プロジェクトには、広く研究者コミュニティから独創的アイデアを募る個別連携型、研究所により構想・育成された未来設計型（第 2 期中期目標期間に立ち上げたものに限る）及び、連携協定を締結している、又は締結を予定している大学・研究機関を対象とした機関連携型がある。研究プロジェクトには、次の研究区分を設ける。

- 一 プレリサーチ（略称：PR） 本研究の事前に行う 1 年以内の準備的な共同研究。ただし、この区分はコアプロジェクトには設けない。
  - 二 本研究（略称：FR） 運営会議が決定するプロジェクト期間（3～5 年）で進められる共同研究。ただし、コアプロジェクトは、プロジェクト期間（2～3 年）で進められる共同研究。
- 2 研究プロジェクトを立ち上げるための準備研究として、次の研究区分を設けることができる。
- 一 インキュベーション研究（略称：IS） 研究プロジェクト立ち上げのため、予備研究につながる研究シーズを発掘・涵養するために行う共同研究。ただし、この区分はコアプロジェクトには設けない。
  - 二 予備研究（略称：FS） FR としての実行可能性を検証するために行う予備的な共同研究。実践プロジェクト（個別連携型）については実践 FS（個別連携型）、実践プロジェクト（機関連携型）については実践 FS（機関連携型）、コアプロジェクトについてはコア FS と略称する。
  - 三 IS 及び FS は、次の段階に進むための移行審査を受けなくてはならない。
- 3 プログラムプロジェクト制を補完し、研究所として戦略的に実施すべき共同研究として、次の戦略的研究を実施する。

一 特定共同研究 研究所の国際的中核拠点としての影響力を高めるために、国内外の機関と連携して行う共同研究。研究戦略会議が決定する予算及びプロジェクト期間（2～4年）実施する。

二 ポスト・コアプロジェクト研究 終了するコアプロジェクトの研究成果を国内外の機関等と共有し、広く使われることを目的に行う共同研究。研究戦略会議が決定する予算及びプロジェクト期間（3～5年）実施する。

（研究プロジェクト等の評価）

第3条 FS から研究プロジェクトへの移行にあたっては、研究プログラム評価委員会（以下「EREC」という。）による評価に基づき運営会議の承認を得ることとし、研究プロジェクトと承認されたものについては、研究所として適切な研究資金を配分することとする。

2 研究プロジェクトは、ERECによる評価を受けることとする。

（研究組織）

第4条 IS 及び FS に、研究代表者としてそれぞれ IS 提案者及び FS 責任者を置く。

2 IS 提案者は、助教と同等又はそれ以上の立場にあると所長が判断した者をもって充てる。

3 FS 責任者は、研究所の専任の研究教育職員又は客員教員をもって充てる。

第4条の2 特定共同研究に、連携機関内で研究代表者として特定共同研究責任者を置く。

特定共同研究責任者は複数のもので分担することができ、その場合は代表者一名を選任して研究代表者とする。

2 特定共同研究責任者は、研究所の客員教員をもって充てる。

3 特定共同研究責任者は、全研究期間を通して通算6ヵ月以上、研究所に滞在するものとする。

4 特定共同研究責任者は、当該特定共同研究の提案者である研究所のプログラムディレクター又は研究基盤国際センター長（以下、特定共同研究責任者並びに研究所のプログラムディレクター又は研究基盤国際センター長を併せて「特定共同研究責任者等」という。）と共同して、当該特定共同研究を統括し、当該特定共同研究の運営管理の責任を負うものとする。

第4条の3 ポスト・コアプロジェクト研究に、研究代表者としてポスト・コアプロジェクト研究責任者を置く。

2 ポスト・コアプロジェクト研究責任者は、研究所の教授、准教授又は助教をもって充てる。

第5条 プログラムにプログラムディレクターを置く。実践プログラムディレクターは公募し、コアプログラムディレクターには副所長相当を充てる。

- 2 プログラムディレクターは複数のプロジェクトからなるプログラムを統括し、プログラムの運営管理の責任を負うものとする。
- 3 研究プロジェクトに、研究代表者としてプロジェクトリーダー（以下「リーダー」という。）を置き、原則として研究所の研究部に所属する教授又は准教授をもって充てる。ただし、コアプロジェクトにおいては、教授、准教授又は助教をもって充てることのできる。所属機関から研究所への出向あるいはクロスアポイントメント制度などを使って研究所と所属機関を兼務する場合などを含めた詳細については所属機関と別途協議するものとする。
- 4 リーダーは、研究プロジェクトを統括し、研究プロジェクトの運営管理の責任を負うものとする。

## 第6条 削除

第7条 準備研究、研究プロジェクト及び戦略的研究（以下併せて「研究プロジェクト等」という。）の研究計画に基づく共同研究に参加し共同で研究を行う研究者を、研究プロジェクトメンバー（以下「メンバー」という。）と呼ぶ。

- 2 研究代表者は、メンバーを選任する。
- 3 リーダーは研究プロジェクトの運営管理業務を補佐させるために、フルタイムのプロジェクト研究員の中からサブリーダーを指名するものとする。
- 4 サブリーダーは、リーダーの不在時にはプログラムディレクターの助言を得て、研究プロジェクトの運営管理業務を行うものとする。
- 5 リーダーは、メンバーの中から、研究遂行の責任を分担し研究活動を行うコアメンバーを指名することができる。
- 6 リーダーは、経理事務及び事務連絡等を処理させるため、研究プロジェクトに事務担当者をおくものとする。

（研究成果の公表）

第8条 メンバーは、研究プロジェクト等の研究成果を学会等への発表やその他の方法より広く社会と共有することに努め、公表の際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

- 2 メンバーであった者が、研究プロジェクト等の研究成果を公表する際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

（研究成果の共有と継承）

第9条 研究代表者は、研究プロジェクト等の研究成果が地球研アーカイブズなどを通じて研究所内外に効果的に共有され、新たな研究プロジェクト等のシーズを生み出すことが

できるよう細心の配慮を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、研究プロジェクト等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則（平成 22 年 12 月 20 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。